

保護者のみなさま

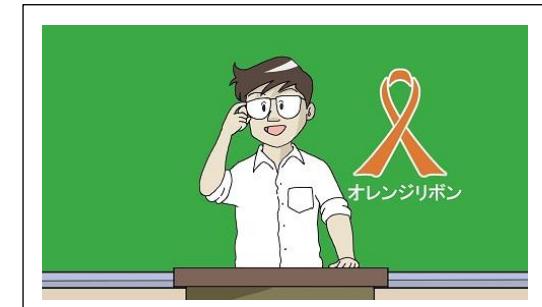
令和2年12月7日

おおさかしりついちおかしょうがっこう
大阪市立市岡小学校
校長 中谷 和博

11月の、「児童虐待防止推進月間」の実践を終えて (Vol. 5) —授業後の子どもたちの感想をお伝えします。—

11月24日(火)に4年生が、11月30日(月)に2年生が、それぞれDVDを見て学習しました。授業後、学習カードにはわかったことや感想が書かれています。また、自分が体験したことや、今、実際に困っていることが書かれているものもありました。この中から、いくつかを紹介します。なお、子どもたちがひらがなで書いていたり、誤った表記にしている場合は修正しています。また、「ぼく」「わたし」という言い方は、個人情報の保護のため、すべて「わたしは」に統一しています。また兄・姉・弟・妹の表記は、すべて「きょうだい」に統一しています

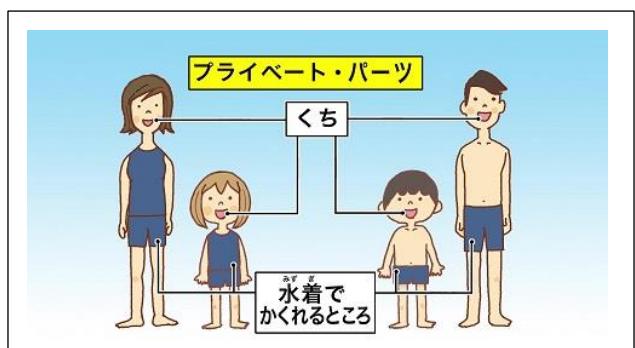
【4年生】



- 跳る、殴る以外に暴言などがあるということが分かりました。自分も気をつけようと思いました。口や水着で隠れているところを触られるのはいやだなと思いました。
- 子どもが熱を出しているのに病院に行かせないのも虐待に入ることを初めて知りました。
- 虐待が殴るだけじゃなくて他にもあることがわかりました。そして、これからもお父さんとお母さんがけんかをしないように気をつけてほしいです。
- 虐待を受けている人の気持ちを考えると、とてもかわいそうだなと思いました。
- 「虐待」を受けている子も、「いじめ」を受けている子もいやだし、している側にもいことはないです。

- わたしは、家族のケンカを見ると、家族もわたしもいやになることがよくあります。
- わたしやきょうだいは、お父さんに投げられたり、蹴られたり、殴られたりしています。わたしは虐待ということを知ってよかったです。
- プライベート-partsは何があっても、さわらないということがわかりました。
- 自分も大人になったときに、こんな虐待をしたくないと思いました。
- パパとママがケンカをしていたら、「それは間違ってるよ」と言いたいと思いました。
- ニュースや新聞で、3歳ぐらいの女の子が親から虐待を受けて亡くなってしまったことをよく聞いていました。虐待は何にもいいことがないので、大人にはやめてほしいと思いました。
- 「しつけ」と言って殴ることも虐待だということがわかった。
- 虐待やいじめをする人がいなくなってほしいなあと思いました。
- 虐待にはいろんな種類がある事を初めて知りました。子どもに手を出していくても、心が傷ついていたらその時点でいけないという事も知りました。
- 「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」というのがあることがわかった。
- お父さんとお母さんがけんかをしていたら放っといていたけど、これからは少しずつ、「けんかはやめて」と言おうと思った。
- あれも虐待やったんやなあ…
- ネグレクトの意味がわかりました。
- 夜、長い時間一人でいることは虐待じゃないと思っていたけど、それも虐待とわかりました。
- 大人になったら、虐待をしないようにする。
- もしも虐待にあったら、信頼できる大人の人をさがして相談したらいいということがわきました。

【2年生】



- いやなこととか、いやだなと思った時には、先生とかに言うといいのが分かりました。

- もし、お家の人に蹴られたり叩かれたりしたら、大人の人に言うとよいということがわかりました。
- ひとりぼっちは、悲しいということがわかりました。わたしは、あんな思いをしたくないです。(DVDの中では)友だちが、自分のお母さんに言っていて、えらいなあと思いました。
- わたしも、友だちに相談してみようと思いました。
- たまにお母さんもお父さんも8時過ぎに帰ってきます。その時は冷凍してあるものを食べます。早く帰ってくるといいなあと思います。
- 動画を見て大切なことが分かりました。いやなことが友だちに、もしあったとしたら、大人の人に伝えたいと思います。
- (ネグレクトの場面)友だちのおかあさんは、先生に相談してあげようとするのは優しいなと思いました。

子どもたちのカードには、何名か、実際に今困っている様子が書かれているものがありました。

- 怒られるときに殴られる。
- ノートの字がきたないと殴られる。
- きょうだいげんかで、殴られる。
- いらんことをしたら、親から叩かれる。
- 実は、殴られたり蹴られたりしている。

一概に「虐待」とは言えない程度のものもあります。各担任が、期末懇談等で保護者の方にお尋ねいたしますので、どうすればよいのか、一緒に考えましょう。

しかし、こういった子どもたちの中には、このような感想を書いている子もいました。

- わたしは、(動画の中で)お父さんに蹴られたり殴られたりしているのは、ふつうことだと思っていました。
- 学校として、こんな気持ちから解放してあげられるよう取組んでいきます。



最後に、今回の授業を終えた、一人の子どもの感想を掲載します。これがすべての子どもたちの願いかもしれません。

わたしは、宿題をやっていなかったときはお母さんに「今度からちゃんととするのよ」と優しく言われているので、動画を見て、わたしはそんなこと(頭を殴られること)をされたことないので、びっくりしました。わたしは、いじめという言葉はよく聞きますけど、いじめとか無視とかはされたこともしたこともありません。わたしは、この世界を、戦争もなく、いじめもない世界にしたいです。一人一人が助け合って、みんな仲よく元気で、虐待やいじめがなく他にも暴力や脅しもない地球にしてほしいです。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

- 第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。